



BCMS

事業継続マネジメントシステム

BCMS 認証機関認定基準及び指針

JIP-BCAC100-3.0

2024年9月2日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号

六本木ファーストビル内

URL <https://isms.jp/>

ISMS-ACの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所(改訂理由)	備考
0.8	2008.9.10	実証運用版として制定	
1.0	2010.3.1	BCMS 本格運用のために改訂 JIS Q 17021 に対する BCMS 固有の要求事項及び 手引きを追加	
1.1	2011.2.4	ISO/IEC 17021:2011 発行に伴う変更 JIS Q 17021:2007 を ISO/IEC 17021:2011 に読み 替える。	
1.1a	2011.4.1	協会名称の変更	
1.1b	2011.12.26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	
1.2	2012.3.22	ISO/IEC 17021:2011 と内容が一致する JIS Q 17021:2011 の発行に伴う変更	
1.2a	2012.5.11	BC 9.3.1.1 字句の追加	
1.3	2012.8.1	ISO 22301 発行に伴う変更	
2.0	2016.1.15	JIS Q 17021-1:2015 発行に伴う変更	
3.0	2024.9.2	JIS Q 17021-1:2015 及び ISO/IEC TS 17021-6:2014 を引用する構成に変更	

まえがき

この基準及び指針は、事業継続マネジメントシステム（以下、BCMS という。）認証業務を行っている第三者機関（以下、認証機関という。）が、その業務遂行に関して適格であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項及び指針を定めている。

この基準及び指針は、以下の本文で特段の定めのない限り、JIS Q 17021-1:2015「適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項」をそのまま適用する。また、事業継続マネジメントシステムの認証プロセスに関与する要員に対する力量については、ISO/IEC TS 17021-6:2014を適用する。

序文

マネジメントシステムを審査及び認証する機関に対する要求事項及び指針を規定する日本産業規格として、JIS Q 17021-1 がある。このような審査及び認証する機関が、JIS Q 22301 に沿ってBCMS の審査及び認証を実施する目的で、JIS Q 17021-1 に適合しようとする場合には、JIS Q 17021-1 に対して追加の要求事項及び手引が重要である。この基準及び指針は、このような追加の要求事項及び手引を提供する。

1. 適用範囲

この基準及び指針は、JIS Q 17021-1に規定する要求事項に加えて、BCMS の審査及び認証を行う機関に対する要求事項を規定し、かつ、手引を提供する。

この基準及び指針に含まれる要求事項は、BCMS 認証を行う機関によって、力量及び信頼性の観点から実証される。また、この基準及び指針に含まれる手引は、BCMS 認証を行う機関に対し、要求事項に関する追加の解釈を提供する。

2. 引用規格

次の文書は、その内容の一部又は全部がこの基準及び指針の要求事項を構成するような方法で本文中に引用されている。発行年の付いた引用については、引用の版だけを適用する。発行年のない引用については、引用文書の最新版を（全ての追補も含めて）適用する。

JIS Q 17021-1:2015 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項

JIS Q 22300:2013 社会セキュリティー用語

JIS Q 22301:2020 セキュリティ及びレジリエンス—事業継続マネジメントシステム—要求事項

ISO/IEC TS 17021-6:2014 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第6部：事業継続マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項

3. 用語及び定義

この基準及び指針で用いる主な用語及び定義は、JIS Q 17000, JIS Q 17021-1, JIS Q 22300 及びJIS Q 22301 によるほか、次による。

3.1

認証文書 (certification document)

依頼者のBCMS が、特定したBCMS 規格及び依頼者のBCMS の下で要求される他の補足文書に適合していることを示す文書。

4. 原則

JIS Q 17021-1:2015 の「4 原則」を適用する。

5. 一般要求事項

JIS Q 17021-1:2015 の「5 一般要求事項」を適用する。

6. 組織運営機構に関する要求事項

JIS Q 17021-1:2015 の「6 組織運営機構に関する要求事項」を適用する。

7. 資源に関する要求事項

JIS Q 17021-1:2015 の「7 資源に関する要求事項」に加えて、ISO/IEC TS 17021-6:2014 を適用する。

8. 情報に関する要求事項

JIS Q 17021-1:2015 の「8 情報に関する要求事項」を適用する。

9. プロセス要求事項

JIS Q 17021-1:2015 の「9 プロセス要求事項」を適用する。

10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項

JIS Q 17021-1:2015 の「10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項」を適用する。

附属書A

JIS Q 17021-1:2015 の「附属書A」を適用する。

附属書B

JIS Q 17021-1:2015 の「附属書B」を適用する。

附属書C

JIS Q 17021-1:2015 の「附属書C」を適用する。

附属書D

JIS Q 17021-1:2015 の「附属書D」を適用する。

附属書E

JIS Q 17021-1:2015 の「附属書E」を適用する。